

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、香久山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年六月十七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	島谷 弘光	橿原市膳夫町二九三
〃	土井 清嗣	〃 〃 三〇〇
〃	吉村 元一	〃 〃 三六四―三
〃	榊田 勝紀	〃 〃 三三八
〃	籠本 佳照	〃 〃 二九八―一
〃	植田 一郎	〃 出合町一二九
監事	鍵本 勉	〃 〃 二二二
〃	笠谷 幸彦	〃 南浦町五九〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	角谷 輝男	橿原市膳夫町四七
〃	土井 清嗣	〃 〃 三〇〇
〃	榊田 勝紀	〃 〃 三三八
〃	蘆村 好高	〃 出合町六二九
〃	落合 洋喜	〃 膳夫町三一七
監事	笠谷 幸彦	〃 南浦町五九〇
〃	植田 一郎	〃 出合町一二九
〃	松田 悦幸	〃 膳夫町五二二―三